

岩手県告示第166号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定に基づき、次のとおり造成宅地防災区域を指定する。

平成24年3月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

区域名	区域の所在地	平面図
館	一関市山目字館	別紙図面のとおり。

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部建築住宅課及び県南広域振興局土木部一関土木センター並びに一関市役所に備えておいて縦覧に供する。

